

改正内容 1

事業計画概要書手続の新設

- 環境影響評価方法書を作成する前に、知事及び原則として事業の実施を計画する地域を管轄する市町村の長に、事業計画概要書<sup>※1</sup>（事業計画の概要及び想定する環境要素<sup>※2</sup>を含む）を提出しなければならない。
- 知事は、事業計画概要書について、法令等の規定による免許等のうち、県が所管する免許等について確認し、結果を事業者に通知する。
- 事業者は、地域住民等に対し事業計画概要書に係る説明会を開催し、環境保全上の見地からの意見を求めなければならない。
- 事業者は、意見等に配慮した上で方法書（**地域住民等の意見への対応に係る記載を含む**）を作成しなければならない。

第二種事業準備書に対する周知機会の創設

- 第二種事業準備書について、環境の保全の見地からの意見を求めるため、公告し、一月間縦覧し、公表しなければならない。
- 事業者は、縦覧期間内に、説明会を開催しなければならない。
- 第二種事業準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了後二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により述べることができる
- 事業者は、知事及び第二種事業により影響を及ぼす恐れのある市町村の長に対し、説明会の概要、述べられた意見の概要及び事業者の見解を記載した書類（意見書の写し含む）を送付しなければならない。
- 知事は、必要があるときは、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。
- 知事は、関係市町村長の意見を勘案するとともに、環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見、事業者の見解に配慮し、知事意見を述べる。
- 事業者は、知事意見を勘案するとともに、地域住民意見に配慮して第二種事業準備書の記載事項について検討を加え、環境影響評価書を作成しなければならない。

改正内容 2

規模要件の改正（規則）

	第1種事業	第2種事業
風力発電事業	37,500kW以上	25,000kW以上37,500kW未満
太陽電池発電事業	30,000kW以上	20,000kW以上30,000kW未満
工場・事業場用地造成事業	75ha又は100ha(工業専用地域に限る)以上	50ha以上75ha未満又は100ha(工業専用地域に限る)未満(一部地域 <sup>※</sup> に限る)

※一部地域：国定公園，自然公園等環境保全の観点から法令等により指定された地域

改正内容 3

立入調査等

- 知事は、事業者に対する報告を求め、又はその職員に立ち入り、検査、調査等させることができる。
- 知事は、条例に違反すると判断したときは、その内容を対象事業に係る免許等を行う者に通知する。

法対象事業者による事後調査報告書の提出等

- この条例の規定（**工事の着手後の調査報告書の作成等**及び環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続の規定を除く。）は、法に基づいて環境影響評価が行われる対象事業については、適用しない。

環境影響評価図書等の継続的公表制度の検討

電磁的記録を用いた文書の作成、保存等

- 事業者は、規定する書面については、書面の保存に代えて当該書類に係る電磁的記録の保存を行うことができる。
- 事業者は、規定する書面については、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。
- 事業者は、規定する書面については、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる

経過措置

- 条例の施行日前に環境影響評価方法書手続を開始している事業及び免許等の手続に着手している事業には適用しない。

施行日

- 令和4年10月1日（予定）

※1 事業計画概要書による把握する項目

1 事業の名称
2 事業の種類
3 事業の規模
4 事業実施計画区域
5 着工予定年月日
6 供用開始予定年月日
7 工事による影響が想定される環境要素 <sup>※2</sup>
8 土地又は工作物の存在及び供用による影響が想定される環境要素
9 事業に係る組織体制 (工事計画や事業管理運営などの施工に係る関係者を含む)
10 当該計画書公表に係る同意の是非, 公開可能期間

※2 環境要素

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質
		騒音
		振動
		悪臭
	水環境	水質
		底質
		地下水の水質, 水位及び流れ
		その他
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質
		地盤
		土壌汚染
		その他
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素	動物
植物		
生態系		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査, 予測及び評価されるべき環境要素	景観	
	人と自然との触れ合いの活動の場	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	
	温室効果ガス等	
一般環境中の放射性物質について調査, 予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	